

平成21年度第2回霧島市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成22年3月24日（火） 午後1時30分 霧島市国分シビックセンター 国分公民館3階中研修室	
出席委員	委員長 有馬 純春（大学教授） 委員 岸本 博人（税理士） 委員 塩屋園 哲（元行政職）	
審議対象期間	平成 21年 4月 1日～平成 21年 9月 30日	
	総件数	9 件 (備考)
一般競争入札	3 件	・次回は平成22年5月に開催
指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
<p>議 題</p> <p>1. 上半期入札状況及び指名停止等報告</p> <p>2. 審議案件(案件番号第1号～第9号)</p> <p>※ 質問、回答については別紙のとおり</p>		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
○ 随意契約の理由が理解に苦しむのだが。	・理由の中で、説明不足がありますので、当初からの経緯を含め、詳細に記入いたします。
○ 落札された方がくじで抽選決定されており、落札額が予定価格とだいぶ差があるが、この差は何か。	・この案件については、最低制限価格が設定されておりません。業者が以前、同様の実績があるとすると、基礎的な資料が残っておれば落札した業者は、競争ということで、この金額でできる判断をされて応札されたと考えられます。
○ コンサルタント業者は格付があるか。	・格付はしておりません。
○ 工事の場合、予定価格があって最低制限価格があるが、業務委託の場合は、予定価格はあるけど、最低制限価格はないのか。	・地方自治法施行令及び市契約規則の中で規定しており、工事については、最低制限価格を設けることができますが、委託については設けることができません。
○ アスベストの工事は、工事中、アスベストが結構、飛び交うと思うがどのようにされるのか。処分はどうするのか。	・アスベスト撤去工事については、工事マニュアル基準が定めてあり、これに基づいて専門の工事業者が行います。アスベストの処分については、産業廃棄物管理型処分場に処分をいたします。
○ 現在、予定価格の事前公表をしているのだが、今後もつづけていくのか。事後公表について、議会でも出ているが、検討しないといけないのでは。	・議会では、入札の落札率の高止まりが続くようであれば改善をしていかなければならないという、答弁をしております。
○ 産廃処分のチェックはどうされているのか。	・マニフェスト(搬出処分一覧表)を提出させますので、これをチェック、確認いたします。
○ 市の契約規則の中に、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、最低価格の入札者を落札者としないう規定があるんですが、今まで、このような事例がありますか。	・現在までのところありません。